

官報

号外 昭和二十七年四月二十八日

第十三回 衆議院會議録第三十七号

昭和二十七年四月二十八日(月曜)
開議時間 第三十六号
午後二時開議

第一 附火災促進法案(鈴木仙
入君外十三名提出)

●本日の会議に付した事件
平和條約発効に伴う決議の件(議
長発議)

信用金庫法の一部を改正する法律
案(本院提出、参議院附付)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く外務省関
係諸命令の措置に関する法律案
(内閣提出、参議院附付)

午後五時五十分開議
○議長(林正治) これより会議を開
きます。

平和條約発効に伴う決議の件(議
長発議)

○議長(林正治) お諮りいたしま
す。平和條約はいよいよ本日発効し、
日本国が完全に独立した事になりました。
これは、国民にとりては、誠に喜
ばしい事です。(拍手)つきましては、この
機会に本院として次の決議をいたし
て、友好諸国に対する深甚なる謝意を
表すとともに、われわれの覚悟を表
明したいと存じます。

まずその案文を朗讀いたします。

平和條約発効に伴う決議
我が国がいよいよ独立国家として国
際社会に復帰するに至つたことは、
日本国民として衷心喜びに堪えぬと
ころであり、我々は友好諸国に対し
深甚なる感謝の意を表すると共に未
調印国との国交回復の速ならんこと
を企図するものである。

一 日本は一貫して世界平和の維
持と人類の福祉増進に貢献せん
ことを期し、国連加入の一日も
早く実現せんことを希う。

二 日本はアジアの諸国と密接な友
好の関係を樹立し、以て世界平
和の達成に貢献せんことを期す。

三 日本は領土の公正なる解決を
促進し、機会均等、平等互惠の
国際経済関係の確立を図り、以
て経済の自立を期す。

四 日本国民は飽く迄民主主義を
守り、国民道義を昂揚し、自主
自衛の気風の振興を図り、名実
共に国際社会の有力にして責任
ある一員たらんことを期す。

右に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長(林正治) 起立多数。よつて
議長の発議にかゝる決議文は多数をも
つて可決いたしました。(拍手)

この際閣内閣務大臣から発言を求め
られております。これを許します。岡
崎内閣大臣。

(岡崎内閣大臣岡崎勝男君登壇)

○議長(林正治) 本日平和條
約が発効に至りましたことは、まことに
御同慶にたえません。これひとえに
国民一致の努力の結果であります。た
だいまの決議は、まことに機宜を得た
ところだと思ひますが、特にその各
項、すなわち、国連加入の促進、アジ
ア諸国との密接な友好と世界平和の維
持、領土の公正なる解決と経済の自
立、自主自衛の気風の振興をはかり、
国際社会の有力にして責任ある一員た
らんことを期する等の各件につきまし
ては、政府といたしまして、いずれ
もまつたく同意であり、政府におきま
しては、右決議の趣旨を尊重し、これ

らの諸項の達成に今後鋭意努力を続
けて参るべきことを、ここに確言いた
します。(拍手)

信用金庫法の一部を改正する法律
案(本院提出、参議院附付)

○議長(林正治) 参議院から、本院
提出、信用金庫法の一部を改正する法
律案、及び内閣提出、ボツダム宣言の
受諾に伴い発する命令に関する件に基
く外務省関係諸命令の措置に関する法
律案が附付せられました。この際議事
日程に追加して右附付案を議決議題と
なすに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林正治) 御異議なしと認め
ます。よつて日程は追加せられました。
まず信用金庫法の一部を改正する法
律案の参議院附付案を議題といたしま
す。

信用金庫法の一部を改正する法律
案

右の貴院提出案は本院において修正
議決した。よつて国会法第八十三條
によりここに附付する。

昭和二十七年四月二十八日
参議院議長 佐藤 尚武
本院議長 林正治

(小字及びは省略)

信用金庫法の一部を改正する法律
案の一部を次のように修正する。

第五十三條第一項中第五号を第六
号とし、第六号を第七号とし、第四
号の次に次の一号を加える。

五 會員のためにする有価証券の
持込金の受入又はその元利金若
しくは配当金の支拂の取扱

同條第二項中「前項第四号」を「第
一項第四号及び前項」に改め、同項
を第三項とし、第一項の次に次の一
項を加える。

2 信用金庫は、前項第二号に規定

する貸付の外、同項第二号及び第
三号に規定する業務の遂行を妨げ
ない限度において、
地方公共団体又は
地方公共団体等
に対する貸金の貸付又はこれらの
者のためにする手形の割引を行
うことができる。

同條に次の一項を加える。

4 信用金庫は、第一項第五号に規
定する業務に関して、商法第七
十五條第二項第十号、第七十八
條及び第九十九條(同法第二百
八十條ノ十四においてこれらの規
定を準用する場合を含む)並びに
非訟事件手続法(明治三十一年法
律第十四号、第八十七條第六項
第十号及び第九十九條第六号の
規定の適用については、これらの
規定にいう銀行とみなす。

○議長(林正治) 本案の参議院の修
正に同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林正治) 御異議なしと認め
ます。よつて参議院の修正に同意する
に決しました。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く外務省関係
諸命令の措置に関する法律案(内
閣提出、参議院附付)

○議長(林正治) 次に、ボツダム宣
言の受諾に伴い発する命令に関する件
に基く外務省関係諸命令の措置に関
する法律案の参議院附付案を議題と
いたします。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く外務省関係
諸命令の措置に関する法律案
右の貴院から附付された内閣提出案
は本院において修正議決した。よつ

昭和二十七年三月三十一日
第三十三回衆議院開議

昭和二十七年四月二十八日

衆議院會議録第三十七号

平和條約発効に伴う決議の件、信用金庫法の一部を改正する法律案、参議院附付)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案、参議院附付)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案、参議院附付)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案、参議院附付)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案、参議院附付)

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案、参議院附付)

昭和二十七年四月二十八日 衆議院會議第三十七号 議長の報告

て国会法第八十三條によりここに回
付する。

昭和二十七年四月二十八日

衆議院議長 佐藤 尚武

ボツダム宣言の受諾に伴い発す
る命令に関する件に基く外務省
関係諸命令の措置に関する法律
案の一部を次のように修正す
る。

附則

1 この法律は、日本国との平和條
約の最初の効力発生の日から施行
する。但し、第三條中入国管理庁
設置令第十六條に関する部分は、
昭和二十七年四月一日から施行す
る。

2 外務省設置法(昭和二十六年法
律第二百八十三号)の一部を次の
ように改正する。
第四條第二十号を次のように改
める。

二十 出入国管理令(昭和二十
六年政令第三百十九号)による
出入国の管理及び外国人入
登録法(昭和二十七年法律
第二十号)による外国人の登
録に関する事務を行うこと。

○議長(林義雄) 採決いたします。
本案の衆議院の修正に同意の諸君の起
立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林義雄) 起立多数、よつ
て衆議院の修正に同意するに決しまし
た。

○議長(林義雄) 議事日程はこれを延期
し、本日はこれにて散会せられんこと
を命じます。
○議長(林義雄) 副議長の動議に御

異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(林義雄) 御異議なしと認め
ます。よつて動議のごく決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時散会

出席國務大臣 岡崎 勝男君

出席府政委員 入国管理庁長官 鈴木 一君

入国管理庁審判官 鈴木 政勝君

朗読を省略した報告

一、去る二十六日本院は積雪寒冷單作
地帯振興対策審議委員会に衆議院議
員宇野秀次郎君及び同議員森吉君を
指した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日内閣を經由して土地
調整委員会設置法第十九條の規定
に基き、昭和二十六年土地調整委員
会年次報告書を受領した。

一、去る二十六日常任委員会におい
て、次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会
理事 鈴木 義男君(理事鈴木義
男君去る二十四日委員辭
任につきその補欠)

法務委員会
理事 石川金次郎君(理事鈴木義
男君去る二十六日委員辭
任につきその補欠)

労働委員会
理事 鈴木 義男君(理事鈴木義
男君去る二十四日委員辭
任につきその補欠)

一、去る二十六日議長において、次の
常任委員の辭任を許可した。

内閣委員
松本 善清君 田万 廣文君
地方行政委員
佐藤 親弘君 岡 良一君

法務委員
鈴木 義男君 岡 良一君
外務委員
福田 繁泰君

水田三喜男君 成田 知巳君

佐藤 親弘君 宮原幸三郎君

大蔵委員 金子與重郎君 門司 亮君

農林委員 小笠原八十美君 田中 彰治君

坂口 主税君 田中 彰治君

電気通信委員 石川金次郎君 武蔵澤十郎君

労働委員 川島 金次郎君

一、去る二十六日議長において、次の
通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員
田中 彰治君 鈴木 義男君

地方行政委員 岡 良一君

法務委員 門司 亮君

外務委員 石川金次郎君

佐藤 親弘君 宮原幸三郎君

武蔵澤十郎君 小笠原八十美君

大蔵委員 水田三喜男君

坂口 主税君 岡 良一君

農林委員 松本 善清君

金子與重郎君 川島 金次郎君

運輸委員 成田 知巳君

田万 廣文君 熊本 虎三君

労働委員 熊本 虎三君

農林委員 熊本 虎三君

農林委員 熊本 虎三君

農林委員 熊本 虎三君

農林委員 熊本 虎三君

農林委員 熊本 虎三君

農林委員 熊本 虎三君

農林委員 熊本 虎三君

農林委員 熊本 虎三君

農林委員 熊本 虎三君

農業共済基金法案(内閣提出第
一五五号)

一、農林省に關する問題
農業共済補償法の一部を改正す
る法律案、農業共済補償法臨時
特例法案及び農業共済基金法案
について

右によつて公聴会を開きたいから衆
議院規則第七十七條により承認を求
める。

昭和二十七年四月二十六日

農林委員長 松浦 東介

衆議院議長林義雄

一、去る二十六日議員から提出した議
案は次の通りである。

教育施設の復興、確保に關する決議
案(井之口政雄君外二十一名提出)

一、去る二十六日衆議院に送付した條
約は次の通りである。

日本国との平和條約第十五條(ア)に基
いて生ずる紛争の解決に關する協定
の締結について承認を求めめるの件

一、去る二十六日衆議院に送付した内
閣提出案は次の通りである。

日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う土地等の使用等に關する
特別措置法案

国民健康保險再建整備資金貸付法
案

統計報告調整法案

国有財産特別措置法案

國民貯蓄優待法案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

農林省の移管に關する法律案

六七六

衆議院會議第二十八号中正誤

頁 段 行 誤 正

二〇三〇 三、〇三〇

衆議院會議第二十九号中正誤

頁 段 行 誤 正

二〇三〇 三、〇三〇

衆議院會議第三十号中正誤

頁 段 行 誤 正

二〇三〇 三、〇三〇

衆議院會議第三十一号中正誤

頁 段 行 誤 正

二〇三〇 三、〇三〇

衆議院會議第三十二号中正誤

頁 段 行 誤 正

二〇三〇 三、〇三〇

衆議院會議第三十三号中正誤

頁 段 行 誤 正

二〇三〇 三、〇三〇

衆議院會議第三十四号中正誤

頁 段 行 誤 正

二〇三〇 三、〇三〇

衆議院會議第三十五号中正誤

頁 段 行 誤 正

二〇三〇 三、〇三〇

衆議院會議第三十六号中正誤

頁 段 行 誤 正

二〇三〇 三、〇三〇

衆議院會議第三十七号中正誤

頁 段 行 誤 正

二〇三〇 三、〇三〇

昭和二十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十 円

発行所

東京新聞社印刷部
電話九段四九〇〇
郵便九段四九〇〇